

○コンフィギュレーション管理規則

(昭和52年9月30日)
52 達 第 33 号)

改正 昭和58年6月6日 58達第35号
昭和59年8月6日 59達第18号

(目的)

第1条 この規則は、宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）の開発業務に係るコンフィギュレーションの識別、変更管理及びこれらの実施状況の記録を行う技術管理活動（以下「コンフィギュレーション管理」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、事業団のプログラム計画に基づくシステム又は品目の決定段階、設計段階、製作・試験段階の開発業務について適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンフィギュレーション」とは、システム又は品目の機能的及び物理的特性をいう。
- (2) 「機能的特性」とは、推力、速度、信頼度、整備性、安全度その他のシステム又は品目が発揮すべき性能及び守られるべき制約条件をいう。
- (3) 「物理的特性」とは、機能的特性を具現化するためのシステム又は品目の機器・部品構成、形状、重量、寸度その他の諸元をいう。
- (4) 「システム」とは、総合システム及び主要システムをいう。
- (5) 「総合システム」とは、人工衛星打上げとその運用等の任務達成のため、開発及び運用に供するハードウェア及びソフトウェアの集合体をいい、人工衛星、ロケット等の「主要システム」に区分される。
- (6) 「品目」とは、コンポーネント、部品等を問わず、主要システムを構成するハードウェア及びソフトウェアの集合体又は部分をいう。
- (7) 「コンフィギュレーションの識別」とは、文書及び図面でコンフィギュレーションを規定することをいう。
- (8) 「コンフィギュレーション識別文書」とは、コンフィギュレーションの識別を

行つた技術仕様書並びにこれを補完する承認図及び承認技術文書をいう。

- (9) 「決定段階」とは、システム又は品目の方式、設計要求等の機能的特性及び物理的特性に対する要求を代替分析、部分試作試験、予備設計等により決定する段階をいう。
- (10) 「設計段階」とは、機能的特性及び物理的特性に関する要求を具現化するため、システムまたは品目に係るハードウェア及びソフトウェアの基本設計、エンジニアリングモデル等の試作試験及び詳細設計により製作すべきシステム又は品目の設計を行う段階をいう。
- (11) 「製作、試験段階」とは、認定試験又は運用に供するためシステム又は品目を製作し、必要な試験を行う段階をいう。

(コンフィギュレーション管理の基本方針)

第4条 事業団における開発業務を確実にを行うため、システム及び品目の決定段階、設計段階及び製作試験段階の開発業務実施に当たり、技術的要求事項等を、コンフィギュレーション識別文書により識別し、これに基づき開発業務を進める。

2 前項を達成するため、次の管理業務を行う。

- (1) コンフィギュレーション識別文書の作成及び制定に関する管理
- (2) コンフィギュレーション識別文書の変更管理
- (3) 上記に関する実施状況の記録

(コンフィギュレーションの識別)

第5条 コンフィギュレーションの識別は、以下の各号により、コンフィギュレーション識別文書を作成し、制定又は承認することにより行う。

- (1) コンフィギュレーション識別文書は、各段階の基本文書とするため、それぞれ下表の段階の開始時まで右欄の内容を含むよう作成し、制定又は承認する。

| 段階名 | コンフィギュレーション識別文書の種類 | 識別すべきコンフィギュレーション等 |
|------|---|---------------------|
| 決定段階 | 暫定総合システム仕様書 暫定主要システム仕様書 暫定開発仕様書 暫定インタフェース管理仕様書 | 機能的特性、物理的特性の暫定的要求事項 |
| 設計段階 | 総合システム仕様書 | (1) 機能的特性、物理的特性の |

【二五中】

七七

| | | |
|---------|------------------------------------|--|
| | 主要システム仕様書 開発仕様書 インタフェース管理仕様書 | 要求事項 (2) 品質保証条項 (3) 出荷条件 |
| 製作・試験段階 | 主要システム製品仕様書 製品仕様書 承認技術文書、承認図 | (1) 設計段階を通じて得られた機能的特性、物理的特性の実現値、部品番号等で識別された機器・部品構成 (2) 品質保証条項 (3) 出荷条件 |

ただし、暫定開発仕様書、開発仕様書及び製品仕様書は、品目レベルに対応して制定し、主要システム製品仕様書及び製品仕様書は、同一製品を多数継続して製作する場合（ロケット等）に適用する。また承認技術文書、承認図は、上記主要システム製品仕様書及び製品仕様書に該当しないシステムまたは品目においては、物理的特性の識別に適用し、その他の項目の識別は設計段階の技術仕様書等を変更し識別する。なお、承認技術文書、承認図の承認は、製作試験段階の初期とする。

- (2) 事業団以外の者が、開発した品目を使用する場合には、技術仕様書を制定せず、開発を行った機関あるいは製造会社の仕様書を認証することにより、事業団が制定した技術仕様書と同等に扱うことができる。
- (3) 制定時期において、やむを得ない理由により規定できない事項がある場合、当該事項については後日規定あるいは承認技術文書及び承認図により規定することとして制定できる。
- (4) 製作が完了したシステム又は品目のコンフィギュレーションは、「ロケット・人工衛星等に係る監督及び検査に関する暫定達」（47達第7号）、「ロケット・人工衛星等の標準監督及び検査実施要領」（47達第8号）に定める業務の実施により識別されたものと見なす。

（変更管理）

第6条 コンフィギュレーション識別文書を制定又は、承認した後に、内容を変更する必要が生じたときは、当該変更につき次の各号の区分による申請を受け、諾否を判定し処理する。

- (1) 技術変更；試作試験の成果、プログラム計画書等の変更あるいはインタフェース調整の結果等に基づき、コンフィギュレーション識別文書を変更する場合
- (2) デビエーション；製作に先立ち数量又は期間を限つて、技術仕様書の要求事項に対して不適合なシステム又は品目を製作する場合
- (3) ウェーバ；システム又は品目の製作時に発生した技術仕様書の要求事項に対する不適合につき、そのまま又は承認された方法による再加工の後、領収する場合（記録）

第7条 コンフィギュレーション識別文書の制定及び変更の管理の実施状況は記録され、定期的及び開発業務の進歩に応じた適切な時期に報告されるものとする。

（契約の相手方への要求）

第8条 開発業務を契約の相手方に行わせる場合は、次の各号により、契約の相手方に本規則に対応したコンフィギュレーション管理を行わせる。

- (1) 事業団は、契約の相手方に要求するコンフィギュレーション管理の標準を定める。
- (2) 契約に当たつては、当該契約に適用する具体的なコンフィギュレーション管理の方法を前号の標準に沿つて契約の相手方に作成させ、事業団の承認の後、これに沿つて所要の管理を行うことを調達仕様書に定める。

（管理業務の分担）

第9条 コンフィギュレーション識別文書の制定等に関する管理は次の各号に定めるところにより分担する。

- (1) 計画管理部は、総合システム仕様書の作成、制定及び変更に関する管理並びにそれらの実施状況の記録及び報告を行う。
- (2) 宇宙開発事業団組織規程及びプログラム計画書その他文書の定めるところによつて、各主要システム及び品目の開発を担当する部、グループ等は、当該主要システム及び品目に関するコンフィギュレーション識別文書の作成、制定又は承認及び変更に関する管理並びにそれらの実施状況の記録及び報告を行う。
- (3) インタフェース管理を担当する部・グループ等は、インタフェース管理仕様書の作成、制定又は承認及び変更に関する管理並びにそれらの実施状況の記録及び報告を行う。インタフェース管理は、原則として当該インタフェースを有する主要システム及び品目の開発を担当する部・グループ等のうち組織編成順の上位の部・グループ等が担当する。

(コンフィギュレーション識別文書の制定等の委任)

第10条 管理業務の分担範囲を所掌する部・グループ等の長は担当するシステム及び品目に関して、第5条に掲げるコンフィギュレーション識別文書の制定、あるいは承認並びに第6条に掲げる変更の承認を行う。

(実施細目の委任)

第11条 計画管理部長は、この規則の第5条から第10条までの実施に関し、必要な細目について、通ちよう又はSOPにより定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行時において、すでにプログラム計画書が制定され実施されている開発業務に係るコンフィギュレーション管理については、次のように処理する。
 - (1) 契約済みのシステム又は品目にあつては、従前の例による。この場合、契約の相手方が事業団の承認した計画書に基づくコンフィギュレーション管理を実施しているときは、これを、この規則に基づくものとみなす。
 - (2) 未契約のシステム又は品目にあつては、この規則に基づき処理する。ただし、特別の事由により、この規則により難いものがあるときは、その部分については、プロジェクト管理部長の認めるところによることができる。

附 則 (昭和58年6月6日58達第35号)

この達は、昭和58年6月6日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年8月6日59達第18号)

この達は、昭和59年8月6日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

〔宇宙三三〕

七七三〇二

○情報化推進委員会の設置について

(昭和63年9月5日)
(63 達 第 22 号)

改正 昭和63年11月8日 63達第31号 | 平成5年6月22日 5達第61号
平成元年12月1日 1達第39号

(設置)

第1条 宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）における業務の増大及び多様化に対処し、業務の効率化及び高度化並びに技術基盤の強化を促進するため、事業団の情報化を推進する「情報化推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について討議し、調整する。

- (1) 情報化の基本的考え方及び進め方に関すること
- (2) 情報化の実施計画に関すること
- (3) 情報化に係る実施状況の評価に関すること
- (4) その他情報化に係る重要事項

2 委員会は前項の討議及び調整を踏まえ、理事長に情報化を推進するための方策を勧告する。

(構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもつて構成する。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、随時委員会に出席し、意見を述べることができる。

3 委員会は、必要に応じ、関係職員を委員会に出席させることができる。

(委員長、副委員長及び委員)

第4条 委員会は別紙の委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会務を掌理し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開催)

第5条 委員会は、必要に応じ、随時開催する。

2 委員会は、委員長が招集し、主催する。

(タスクフォース)

第6条 第2条第1項に掲げる任務の処理に関し、次の各号に掲げる情報化に係る事項について調査、企画及び立案を行わせるため、委員会に「情報化推進タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を置く。

- (1) 業務改革の方策
- (2) 業務の効率化及び高度化に係る方策
- (3) 技術基盤強化の促進に係る方策
- (4) 情報システムの整備計画
- (5) その他必要な事項

2 タスクフォースの構成員は、職員のうちから、委員長の推せんに基づき理事長が指名する。

（報告）

第7条 委員会は、理事長に検討状況を随時報告する。

（庶務等）

第8条 委員会の庶務は、計画管理部情報システム室が行う。

2 この達に定めるもののほか、委員会及びタスクフォースの運営に関し、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この達は、昭和63年9月5日から施行する。
- 2 O A推進委員会の設置について（昭和57年12月24日57達第47号）は廃止する。

附 則（昭和63年11月8日63達第31号）

この達は、昭和63年11月8日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。

附 則（平成元年12月1日1達第39号）

この達は、平成元年12月1日から施行し、平成元年11月1日から適用する。

附 則（平成5年6月22日5達第61号）

この達は、平成5年6月22日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(別紙)

| | |
|------|------------------------------|
| 委員長 | 副理事長 |
| 副委員長 | 総務・経理担当理事 |
| 同 | 計画管理担当理事 |
| 同 | 宇宙輸送システム本部担当理事 |
| 同 | 軌道上技術開発システム本部・地球観測システム本部担当理事 |
| 同 | 宇宙環境利用システム本部・技術研究本部担当理事 |
| 委員 | 企画室長 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 経理部長 |
| 同 | 業務部長 |
| 同 | 計画管理部長 |
| 同 | 信頼性管理部長 |
| 同 | 安全管理部長 |
| 同 | 調査国際部長 |
| 同 | 宇宙環境利用システム本部副本部長 |
| 同 | 宇宙輸送システム本部副本部長 |
| 同 | 宇宙輸送システム本部打上管制部長 |
| 同 | 宇宙輸送システム本部種子島宇宙センター所長 |
| 同 | 宇宙輸送システム本部角田ロケット開発センター所長 |
| 同 | 軌道上技術開発システム本部副本部長 |
| 同 | 地球観測システム本部副本部長 |
| 同 | 地球観測システム本部地球観測センター所長 |
| 同 | 技術研究本部副本部長 |
| 同 | 追跡管制部長 |
| 同 | 施設設備部長 |
| 同 | 監査室長 |
| 同 | 筑波宇宙センター所長 |
| 同 | 筑波宇宙センター管理部計算センター長 |
| 同 | 計画管理部情報システム室長 |

【宇宙三〇】

一五三〇二